

第14回国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部
委員会開催要項

日 時 平成 29 年 12 月 13 日 (水) 15 : 30 ~ 17 : 00

場 所 札幌駅前サテライト教室 2

議 題

- 1 平成 28 年度外部委員会からの意見の対応について
- 2 その他

配付資料

- 1 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応 (案)
- 2 平成 29 年度教員養成改革推進外部委員会審議等スケジュール

参考資料

国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則第 4 条第 2 項に基づく意見の報告 (平成 28 年度実施分)

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応（案）

平成 29 年〇月〇日

I. はじめに

I-1. 社会的な教員養成改革の要請

ここ数年、本学のみならず、全国の教員養成大学・学部を含め、開放制で教員養成を行っている大学にも教員養成改革を行うことが求められている。その要因としては内的要因と外的要因がある。本学に関していえば、内的な要因としては平成 25 年 12 月に再定義されたミッション及びそれから派生した「教員養成改革推進外部委員会」並びに「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」の設置と両者からの意見に基づく改革である。

外的な要因としては平成 27 年 12 月に出された中央教育審議会の 3 つの答申、平成 28 年 11 月の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正、平成 29 年 3 月の学習指導要領の改訂、並びに平成 29 年度中にまとめられる予定の教育職員免許法施行規則の改正、教職課程コアカリキュラムの策定、教職課程認定基準等の改正などへの対応などがある。さらに、改正教育公務員特例法により、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図ることを目的とした「校長及び教員の資質向上に関する指標」の策定が都道府県教育委員会に義務付けられた。これを受け、現在北海道教育委員会・札幌市教育委員会では「教員育成協議会」を設置し、教員の資質向上を図るための教員育成指標の策定を目指している。今後、この指標に対する対応も求められることとなる。

教員養成改革を求めるこのような流れは、近年突然現れたものではない。戦前の教員養成の在り方の反省の下に、戦後、教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学術研究の成果を基盤に営まれることになった。これは、教員には「幅広い視野と高度の専門的知識・技能」が求められるからに他ならない。さらに、教員養成を師範学校等にのみ認めていた反省から、教員養成は特定の学校に限定することなく、国立・公立・私立のいずれの大学等のいずれの学部であっても、教育職員免許法等の規定する所要の単位を修得しさえすれば免許状を取得できる、開放制の原則が導入された。今日でも「幅広い視野と高度の専門的知識・技能」の修得が否定されるものではない。

しかし、従来、大学では学術研究的側面が強調される傾向があり、教育現場からは初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきた。平成 13 年の国立の教員養成系大学学部の在り方に関する懇談会（在り方懇）による報告以降、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言されてきた。近年では、平成 27 年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第 184 号）」で提言がなされた。以下に答申の抜粋を掲載する。

一方、高度専門職業人としての教員に共通に求められる資質能力、グローバル化をはじめとする大きな社会構造の変化の中であって、全国を通じて配慮しなければならない事項やそれぞれのキャリアステージに応じて最低限身に付けるべき能力などについては、各地域が参酌すべきものとして国が策定指針などにおいて大綱的に示していくべきであり、その際には、各教育委員会や大学における先行事例を参考にしつつ、関係者等の意見を聞きながら別途十分な検討を行った上で提示することが適当である。

(中略)

こうして整備される教員育成指標を踏まえ、各教育委員会や各大学において教員研修や教員養成が行われることが重要である。その際、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。(中教審第184号から)

この答申(中教審第184号)を受け、平成28年8月に初等中等教育局長決定として「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置され、4回の審議の後「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)」が示され、平成29年5月以降パブリックコメントの実施を経て、平成29年11月17日付けで「教職課程コアカリキュラム」が制定された。その中で、コアカリキュラムの作成の背景や活用について述べるとともに、大学には、「教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえ、体系性をもった教職課程」を編成すること、「教職課程コアカリキュラムの『全体目標』『一般目標』『到達目標』の内容を修得できるよう授業を設計・実施」すること等が求められている。一方、国に対しては、「教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること」を求めている。

教職課程認定を受ける本学としては、教職課程コアカリキュラムに準拠した教育課程を編成する責務を負うこととなった。

I-2. 社会的な要請に対する本学の取り組み

本学では、実践力のある教員の養成を目指し、本学独自の試みである教育実習前 CBT (Computer Based Testing)、学校臨床研究、教職実践研究等の取り組みを行っている。

キャンパスによって多少異なるが、教育実習(いわゆる主免実習)が行われる直前までに、1年次には主として教養科目、実践教育科目、教科指導科目、教科内容研究科目を履修しながら、教育実践フィールド科目(「基礎実習」、「教育フィールド研究」)を体験的に学び、2年次から3年次前期にかけては教職科目、教科教育科目を履修しながら「へき地教育実習」や「介護等体験」を通じた教員としての基礎的な学びがある。各キャンパスでは、実習事前指導が実施され、「教育実習の手引き」や「学び続ける教師をめざして」(ステップアップ・チェックリスト)などをもとに教育実習の準備が進められている。実習に当たっては、教職の意義、法規、教科の基礎的

な知識等が身につけていることと同時に、内面的準備形成も重要である。学生自身に自らのソーシャルスキル、学修意欲、メタ認知、実習前準備状況などが、どういう状況にあるのかということを中心に認識した上で、実習に参加させることが肝要であろうと判断し、本学では、知識の準備状況を確認する「実習前検定」と内面の準備状況を確認する「教育実習前支援アンケート」からなる実習前 CBT を平成 29 年度から本格的に実施している。

日本独特の研修である授業研究は、教師が授業力を高める上で最も重要な研修であると言われる、世界的に注目を浴びている。その研修方式を養成段階にも導入したのが、本学が全国に先駆けて導入した「学校臨床研究」である。本科目は、教育実習(主免実習)を終え、学生自らが課題意識を明確にもつ3年後期に、教育委員会との交流人事等で本学に着任した学校臨床教授が附属学校、市内の拠点校及びへき地・小規模校の教員と協働しながら実施するアクティブ・ラーニングの手法を用いた課題解決型の講義である。これら連携校等と双方向遠隔授業システムで接続し、各学校の授業を各キャンパスへ配信することで、大学に居ながらにして授業研究を行うことができる。各学校の授業実施者は、指導案等を通じて授業の目的等を事前に提示する。学生は学校臨床教授の指導のもと学生の課題意識を明確にした上で授業参観を実施する。その後学校臨床教授の指導の下、授業実施者との意見交換、学生間での交流を行うことにより、学生の授業観察力・授業分析力・授業実践力等、教育実践に必要な能力の一層の伸長が図られる。

教職実践研究は学校臨床研究の発展的な科目であり、4年次前期に開設する予定である。「学校現場における実践的な指導法や学校の課題への対処法を学び、実践的な学士論文の基礎となる理論的・分析的な省察を行う」ことを目的とした科目であり、平成30年度からの本実施に向けて平成29年度前期に試行が行われている。今年度の試行では、学校臨床教授が設定したフィールド校での授業参観をもとに、学生に実践的な指導法等を学ばせた。学生は、参観する単元の教科書の記述内容と学習指導要領解説とを照らし合わせながら当該単元における指導目標等を調べ、学校臨床教授と議論しながら参観準備を行うとともに研究計画を策定する。フィールド校での授業を参観し、学校臨床教授を交えながら、授業者と学生が研究協議を行い実践的な指導法や学校の課題への対処法を学んだ。

さらに、本学は一体となって上記 I-1 で述べた喫緊の課題に対応するため、学内に全25チームからなる「教員養成改革協議会」を設置し、本学の教育課程を見直すとともに教員養成改革を推進することとした。各チームの名称ならびに検討事項は末尾の表を参照のこと。

各チームは、担当理事によりチーム毎に設定された到達目標に基づき、工程を作成し、会議の経過を「教員養成改革協議会経過報告書」により、随時理事及び構成員に報告する。さらに、到達目標を達成したときは、「教員養成改革協議会(平成29年度)成果報告書」により、担当理事に成果を報告する。理事は、当該チーム主任との間で、成果について意見交換を行い、当該報告書を hue-IT (学内グループウェア)において教職員へ公開し情報共有を図っている。

本協議会の成果は、教育研究評議会等の審議において基準として活用し、最終的に各キャンパスの授業・教育課程の開発につなげていくこととしている。

II. 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応

II-1 観点ごとの分析に対する対応

A-28-1 授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の習得が行われているか。

《改善を要する点》

- ・教科指導科目の体系及び教育実習までの当該科目の単位修得について、キャンパス間で違いがあったため、北海道教育大学の教育の質保障のためには、地域性に配慮しつつも、必修科目については統一的な取扱いとして、学生が将来、教員として学校現場で授業を行うに当たり、最低限必要となる知識・技能とは何かという捉えについて、今回の観点の説明に記した実践的な力の修得を含めて、大学としての共通理解が必要であり、キャンパス間の交流を図る仕組みが求められるのではないか。
- ・全学的な教育課程編成の基準はあるものの、いまだ体系について大学全体としての共通理解にいたっていない面があり、前記の点も含めた体系の再点検を行う必要があるのではないか。
- ・技能の部分の修得というところで、模擬授業や学校現場での授業実践の充実が必要ではないか。

○単位修得について

<現状及び課題>

本学の教員養成課程 3 キャンパスの履修基準を再点検した。必修科目については概ね履修時期に関する単位取得上の差異は見受けられなかった。実際、小学校免許対応の場合、実践教育科目(2単位, 9科目必修, 1科目選択必修), 教科指導法(2単位, 9教科, 計18単位), 教科内容研究科目(2単位, 9教科, 計18単位)ともに、実習前までに少なくとも3/4を習得することとなっている。また、中学校免許対応場合においても実践教育科目(2単位, 9科目必修, 1科目選択必修), 教科指導法(2単位, 3教科, 計6単位), 教科内容研究科目(1~2単位, 10教科程度, 計20単位)ともに、実習前までに少なくとも9割程度を習得することとなっている。

さらに、「課題の提示、習得の時間の確保、教科書に沿った授業展開、板書の仕方、発問の仕方、机間巡視や学習規律の確立にかかわる実践的な力」の育成については、教育課程と教育方法や各科指導法等で扱うことは当然であり内容に違いがあるわけではない。

<対応策>

内容の扱いに統一性が弱く映るのは、シラバスの記述の問題であり、このような課題の提示等の項目が学生にとって見えやすいように記述を工夫する必要があるため、今後改善を図るものとする。また、教育実習の履修要件はキャンパス毎に定められており、統一的な取扱いとはなっていないことも問題であり、今後は、上記 I-2 で述べた総括チームの中で履修要件の統一についても検討していきたい。

○教育内容について

<現状及び課題>

初等・中等教育とは異なり、大学では指導要領や検定教科書は存在せず、大学教員の研究に基づく教育がなされることが基本である。教員養成課程の学生にあつては、教育職員免許状を取得するために、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める科目及び単位を修得する必要がある。そのような科目を教授する教員は、課程認定基準により研究上の高い実績が求められ、「認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。」とされている。

従来、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める科目の内容については、「教育課程及び指導法に関する科目は、(中略)小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし」、「教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない」などと示されるのみであった。

これらの事情のため、これまでは担当教員の研究に強く依拠した教育内容で課程認定を受審してきた経緯がある。このため、同一科目名であっても、内容に差が生じる場合もあった。

これまでの取り組みとして①シラバスや到達目標を検討する取り組み、②評価基準や、評価の観点などを検討する取り組み、さらには③評価基準をふまえた評価の手続きを検討する取り組みを行ってきている。

しかし、これらの取り組みが必ずしもキャンパス間で共有されていないのが現状であり、キャンパス共通の指標とすることが課題である。

<対応策>

上記 I-2 で述べた「教員養成改革協議会」の講座別チームに「小中連携を意識した教育内容、科目構成」、「同一名称複数クラス科目等の到達目標、成績評価基準の統一のあり方」、「科目間の相互関係の可視化(構造図やカリキュラム・ツリーの導入)のあり方」等を到達目標に設定し、特に教職課程コアカリキュラムに含まれる科目については、「キャンパスの特色、専攻・分野の特色から必要とすべき事項は残しつつも、北海道教育大学は一つであり、教員養成キャンパスの一体感が見て取れるカリキュラム」を編成することを指示した。

A-28-2 特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《改善を要する点》

・通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの対応について取り扱うことが、求められており、理論と実践が往還するよう、講義内容を教育実習や教育フィールド研究での障害のある児童生徒との交流などの実践的体験とどう関連させるかを、検討する必要があるとともに、各キ

キャンパスの取組状況を交流するなどして、一層の授業内容の質の向上を図ることが求められる。

・技能の部分の修得というところで、学校現場に出て身につける機会の充実が必要である

<現状及び課題>

○理論と実践の往還

学校が広域に展開する北海道の特性として、教員には通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの対応についての力量を高めることが強く求められている。そのため、本学では教員養成課程の3キャンパスにおいて、教員免許を取得するすべての学生を対象に発達障害に関する基礎的な知識と技能を学ぶ「特別支援教育」の必修科目を既に平成27年度に設けている。また、本学では、教員免許状を取得する予定の学生は、全員、教育実習以前にフィールド研究・ボランティア活動などに参加しており、学校現場に出向き、直接障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒とかかわったり、そのような児童生徒が在籍するクラスで授業を観察したりする機会が得られるようにしている。これらの大学における講義と学校体験活動をスパイラル的に組み立てる授業システムにより、学校現場で疑問に思ったことに対して質問を受けながら講義を進めるなど、実践体験と講義内容を結びつける工夫を行っている。

特に、通常学校において特別支援教育コーディネーターなど、組織的対応における中心的役割を果たすことが期待される特別支援学校教員免許を取得する学生に対しては、特別支援学校における教育実習のほか、特別な支援を必要とする子どもへの指導力を高めるためのカリキュラムとして実際に地域の子どもに対する指導を大学教員のスーパーバイズのもとに行う「個別臨床」「小集団臨床」「身体活動臨床」などの実践的な授業を設けた。特別支援教育を専攻する学生は、フィールド研究において、普通学校園、特別支援学校、当事者団体など、多様な場所で当事者及びその家族、また教育者・支援者との関わりを経験している。

以上の経験については、すべての学生が卒業年次（4年生）の後期に教職実践演習などの演習活動において振り返りを行うなど、「講義—学校現場（実習やフィールド研究）体験—演習」における学習内容と実践経験を結びつけた往還型カリキュラムの構築を進めている。

○各キャンパスの取組状況の交流と連携

遠隔地に点在する各キャンパスの連携を図るため、各キャンパスの特別支援教育専門の教員と学校現場の教員との連携のもと、毎年一回「北海道特別支援教育学会」などの運営を持ち回りでを行っている。

さらに遠隔システムを利用した連絡会議や情報交流を随時行うことで、各キャンパス間の連携体制の構築を進めている。

特別支援教育専攻以外の学生が随時学習を継続できるよう、全キャンパスの特別支援教育の教員の連携のもと、専用のwebページ（ほくとくネット <http://hokutoku.net>）を構築し、すべての学生が卒業後にも継続して特別なニーズに対する教育に関する学習ができるようにした。

○学校現場における体験的活動の充実

特別支援教育専攻以外の学生に対しても、フィールド研究などの科目において地域の小中学校

並びに高等学校（定時制高校）などとの連携のもと特別な教育ニーズを持つ児童生徒の個別支援などを経験する機会を多く持つよう配慮を行うようにしている。

通常学校において特別支援学級やコーディネーターなどとして、特別な支援を必要とする児童生徒の支援に中心にかかわることが予想される特別支援教育を専門とする学生に対しては、地域の普通及び特別支援学校はもとより、本学の附属特別支援学校・特別支援学級でのボランティアや実習を段階的に実施するようカリキュラムを整備している。

さらに、教員免許を取得するすべての学生が、基礎実習(1単位, 45時間)、教育実習1(主免実習, 4単位, 5週間)において、通常のクラスにおける特別な支援を必要とする児童生徒と直接かかわって、その特質を理解したり対応方法を学んだりする実体験を積んでいる。具体的には、学生は、対象となる児童生徒に対する実習担当教員の指導を直接観察してその指導技術を学ぶとともに、そのような児童生徒を理解するにあたり、直接相談したり、実習日誌を通してアドバイスを受けたりしている。また、実習先を訪問した大学教員と、そのような児童生徒を含む授業づくりの在り方について相談し、アドバイスを受けている。加えて、実習終了後には、実習報告会を開催しており、その中で、各学生が体験した特別な支援を必要とする児童生徒に関する取り組みについて、自主的に報告し、分かち合う機会も得られている。

しかしながら、限られた教育実習期間では、札幌 270 人、旭川 270 人、釧路 180 人の学生が全員、特別支援の技能を十分取得することは困難である。派遣された学校の現状や、学生が配置された学級実態によって、その習得度に差が出ることは否めない。

<対応策>

以上の認識のもと、知識・技能の養成に当たっては大学での養成段階のみならず、採用後、初任研ないしは校内研でそのスキルを継続的に習得させるのが合理的であると考え。本来、教員の専門的スキルについては、大学段階のみならず、採用後も実践と現職研修によって高めていくべきものである。そこで、現在、本学では特別支援教育担当の全キャンパスの教員が、各教育委員会及び地域の幼小中高等学校と連携して、特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受け、さらには各学校を訪問して実践の場に直接関与し、現職教員の特別な支援を必要とする児童生徒への支援技能向上に取り組んでおり、今後もこの取組を継続し、在学中から卒業後に至る長期的な専門性養成を図るものとする。

A-28-3 小学校外国語活動の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《改善を要する点》

・今後、各キャンパスの取組を交流するなどして授業内容の継続的な改善に努めてはどうか。札幌校の取組は、小学校外国語活動の趣旨をよく理解するとともに、系統立ったカリキュラム構成となっていることから、他のキャンパスにおいても、これを参考に検討することが望ましい。

<現状及び課題>

平成 28 年 9 月 27 日教育改革室会議で示された方向性にもとづき、平成 29 年度は、必修となる

「初等英語」,「小学校英語科教育法」2科目を札幌校において各4コマを開設した。平成30年度は、札幌校及び旭川校において各科目6コマ開設する予定となっている。釧路校は平成31年度開設を目途に準備を進めることとした。

<対応策>

「教員養成改革協議会」小学校外国語教育チームにおいて、4キャンパスにおける「初等英語」,「初等英語科教育法」の開設,シラバス統一について、以下の改善を図るものとする。

- 1) 教育職員免許法の改正にともない「初等英語」及び「初等英語科指導法」の2科目について共通の科目を設定する。平成31年度新入学生から、小学校免許を卒業要件とする場合において、2つの科目「初等英語」,「初等英語科教育法」の履修を必修化し、便覧に記載する。それに向けて各キャンパスは、平成29年度よりそれぞれ準備すすめる。
- 2) 必修となる2科目のシラバスについて、指導事項の基本部分にコアカリキュラムの資質目標を反映させ全学で共通化したシラバスを作成する。

A-28-4 小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成及び免許取得が行われているか。

《改善を要する点》

・国の動向に加え、北海道の地域特性としても、今後、道内で小中の双方へ乗り入れた授業や異学年交流などの流れが進むことを踏まえると、義務教育段階の教員を目指す学生には小学校と中学校の両方の免許を所有することが一層求められることを踏まえ、接続を意識した授業内容の改善を進め積極的な取得を促す必要がある。

<現状及び課題>

平成17年度入学生までは、免許を併有させていた。すなわち、卒業要件を小一・中二,中一・小二,小・幼,小・特支を基本としていた。しかし、平成18年改組の際に、キャンパス毎に特徴を出すため、札幌校と釧路校は主に小学校,旭川校では主に中学校免許取得を卒業要件とするいわゆる一免制としてきた。その後平成27年度に、札幌,釧路でも中学校,旭川でも小学校免許を卒業要件とできるような改組が行われた。

このような経緯もあるため、札幌校,釧路校では小学校・中学校の接続を強く意識したカリキュラムとなっている。

旭川校でも小学校免許を卒業要件とする学生向けのカリキュラムは、小学校・中学校の接続を意識したカリキュラムとなっている。一方、中学校免許を卒業要件とする学生向けのカリキュラムは、教科指導力のある教員の養成を目指しているため、中・高の接続を意識したカリキュラムとなっている。しかし、いずれのキャンパスにおいても、希望する学生が小中両免許を取得できるように時間割を作成している。その結果、卒業生の3/4は小中の免許を併有している。

<対応策>

平成28年10月に担当理事から各校に対し、小中免許の併有の是非についての検討依頼を行っており、それに対し以下の通り懸念が示された。

- ① 免許併有による科目指導能力育成への悪影響などの問題点が多数指摘されている。
- ② 主免・副免の実習校の確保が困難となる。
- ③ 小中二免に限定すると、小幼、小特支、中学校複数免許などの、地域への多様なニーズへの対応が困難となる。

上記 I-2 で述べた、「教員養成改革協議会」の総括チームに対し、再度免許併有の導入の是非の検討を依頼した。その結果、以下の理由により小中免許併有を義務化しないとの結論が提言された。

- ① 本学は、既に北海道の広域性に対応し、多くの学生が複数免許を取得し、これを積極的に推進する教育課程を編成している。
- ② 平成 27 年度カリキュラム改編において、卒業に必要な単位数を 124 から、134 に既に変更している。また、CAP 制の観点からも、免許併有に伴う単位数増を実施することはできない。ただし、小中接続への対応を強く意識し、教育課程に反映させるとともに、小中免許取得をより容易にするために、教職課程科目の初等・中等共通開設を実施すること、又、全ての学生に対して、小中の教育法科目・教科の専門的事項科目を、一定数必修単位とすることも併せて提言された。

これらの提言を受けて、担当理事から本学の教員養成改革協議会の講座別チームに、小中接続への対応を意識した教育課程の編成を行うように改善を進めている。

B-28-1 学校現場における ICT を活用した授業方法の研究が行われているか。

《改善を要する点》

・教育の情報化に関する国の動向や学校現場での効果的な実践を踏まえ、授業で扱う内容を検討する必要がある。

<対応策>

研究者総覧によれば、ICT 教育の研究を行っている教員は多数いる。また、各市町村の教育委員会等の研修等で講師を務めるなどで、研究成果を現職教員の支援に還元している教員も多数いる。しかし、これらの取り組みは、教員が個人として協力することが多かったため、大学として十分に把握できていなかった。このため、各キャンパスのカリキュラム委員会が回答を作成する際に、情報を収集しきれていなかったものと推測される。

今後は、教育委員会对個人ではなく、教育委員会对大学としての取り組みとするための仕組み作り、本学の教員の研究一覧の提供、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作りが必要と考えられる。その一方策としては北海道教育委員会が平成 29 年度に設置した「教員育成協議会」等を通じて、教育委員会等から研修ニーズの提示を受けるシステムづくりを提案したい。

B-28-2 専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。

《改善を要する点》

・個々の教員の取組も重要であるが、釧路校のように地域貢献という観点から、組織的に学校現場の支援に関わる仕組みの必要性について検討する必要がある。

<対応策>

文部科学大臣から提示された、本学の第3期(平成28年度～平成33年度)の中期目標に、「教員養成機能における北海道の拠点的役割を果たすため、学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資する研究を重点的に支援・促進して、その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する」ことが定められ、これを受けて本学は中期計画として「学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。」ことを掲げ、文部科学大臣から認可を受けている。本学は11の附属学校園を有し、研究大会のみならず授業力向上研究セミナーや授業観察、合同研修など北海道教育委員会との連携による授業実践交流事業を実施してきており、附属学校園研究成果を道内の公立学校に還元するように努めてきた。今後は、これまで以上に大学と附属学校園の連携を強化し、研究・教育を共同で実施し、附属学校園の地域モデル校化を大学全体として取り組むものとする。

さらに、中期計画に「第2期中期目標期間中に配置した『研究支援コーディネーター』を充実・発展させ、新たに研究戦略室(仮)を設置し、事務局体制や教員と事務職員の連携等を強化する。また、リサーチ・アドミニストレーターを配置し、教育や地域の課題解決と地域の成長・発展に資する研究を企画・管理・支援する」ことを掲げている。

上記中期計画に基づき、今年度中には大学戦略室(仮)を設置し、研究戦略室(仮)を設置する予定であり、B-28-1の観点も含め、今後ここで社会貢献・地域貢献に係る研究組織の在り方について検討する予定である。

II-2 今回の点検及び評価のまとめに対する対応

1) 授業・教育課程

・教員養成課程における、体系的な教育課程編成や授業改善を調整する、全学的な仕組みが必要と考える。

<対応策>

上記I-2で述べたとおり、学内に全25チームからなる「教員養成改革協議会」を設置し、本学の教育課程を見直すとともに教員養成改革を推進することとした。この中で、内的要因・外的要因に対応して、体系的で実践的な教員養成に資する教育課程編成や授業改善を調整すること、教育課程の見直しの骨格となる基本的な事項の検討を行うこととした。

2) 養成する人材像

- ・目標としている「**実践的指導力を備えた教員養成**」の視野に、**観点A-28-2** で釧路校が取り組もうとしている「**保護者支援のあり方**」という視点からも求められる、**保護者・地域と「関わる力」の教育をおく必要があると考える。**

<対応策>

平成27年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（中教審186号）」で提言がなされているように、地域とともにある学校への転換、子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、学校を核とした地域づくりの推進が求められている。

また、平成27年の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）」で提言がなされているように、「多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させる」ために、「チームとしての学校」が求められており、養成段階の学生であってもその必要性を理解することが求められている。

これらの提言を踏まえ、教職課程コアカリキュラムの中に「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）」が取り込まれ、養成段階において「学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する」ことが求められている。

本学では、I-2で述べたように「教員養成改革協議会」を設置し、その中に「チーム学校（地域との連携及び学校安全への対応を含む）」チームを置き、「チームとしての学校」の理念を取り入れるよう到達目標を示したところである。その際、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に係る科目で、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解」する内容を、「特別活動の指導法」に係る科目で「家庭・地域住民や関係諸機関との連携の在り方を理解」する内容を、さらに「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関する科目で、「地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解」する内容及び「地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解」する内容を含めることも示し、改善を進めるものとする。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・今日の「**学校現場における教育課題**」を取り上げた研究を組織として意識し、**教育委員会と連携して現職の再教育が求める「効果的手立て」を示す必要があると考える。**

<対応策>

教育公務員特例法で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に務めなければならない」と定められている。これは、学校教育の成否は、教師の資質能力に負うところ

が大きく、また、教師の活動が児童・生徒の成長に関わるものであり、児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすためである。さらに、今日では社会の多様化が進み、教育が果たすべき役割がますます大きくなり、教師に求められる資質・能力も多様化しているためでもある。すぐれた教師となるためには、日頃から研究と修養に努め、その成果を教育実践に結びつけ、自らが教育改善を進めなければならない。そのためにも教師の経験や学校内での役割分担に応じた多種多様な研修が必要である。

上記 I-1 で述べたとおり、中央教育審議会の 3 つの答申、平成 28 年 11 月の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正を受け、平成 29 年 6 月に、北海道教育委員会が教員の養成・採用・研修の一体改革を行うために、「教員育成協議会」を設置した。本学からも委員として「教員育成協議会」に参加している。この「教員育成協議会」の下に 4 つの専門部会が置かれ、その中の一つである研修部会にも本学から構成員としての参加が求められている。この部会の中で「(教員育成) 指標を踏まえた教員の研修の在り方に関する事項であって、(教員育成) 協議会から付託を受けた事項」について協議を行うこととなる。

平成 28 年 3 月 1 日に文部科学大臣から提示された、本学の第 3 期(平成 28 年度～平成 33 年度)中の達成すべき業務運営に関する目標の中に「2 大学院改革を断行して教職大学院を充実させる。また、教育委員会等との連携協力関係をさらに深化させて、教員研修に積極的に関わり、研修を大学院レベルにするとともに、各種教員研修と連携させた大学院教育(研修の単位化を含む“学び続ける教師”を支える新たな長期履修制度)を構築していく」ことが記載されている。これを受け、本学では「北海道教育大学大学院改革室要項」を定め、平成 28 年 12 月から大学院改革の検討を開始し、その中で長期履修制度についても検討することとしている。

さらに本学では、上記 I-2 で述べたように、「教員養成改革協議会」に現職教員の再教育チームを置き、本学の全教員がどのように現職教員の再教育に関わっていくべきかについて検討を行っている。

以上述べたように、本学には現職教員研修について協議する 2 つの組織があり、これらに加え「教員育成協議会」研修部門への参加が求められ、3 者の情報共有、方向性の共有が求められている。そこで、大学改革室員であり、かつ現職教員の再教育チームの主任である教員を「教員育成協議会」研修部門の構成員として参加させることとした。これにより、北海道教育委員会等の求める研修の在り方を踏まえ、学内の組織作り等に生かしていくものとする。

以上

各チームの検討事項

チーム名	検 討 事 項	
DP・CP	<ul style="list-style-type: none"> ・教員としての熱意, 使命感, 粘り強く学び続ける姿勢の養成 ・理論と実践を適切に往還しながらスパイラルに力量を高められるカリキュラム・マネジメント ・北海道教育大学憲章, 北海道教員育成指標との整合性の観点を踏まえ, 平成31年度実施の教育課程の基盤となるDP・CPの素案の策定 	
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○免許併有の導入の是非 ・卒業要件 (一免/二免) ・教職科目の初等・中等共通開講 ○学校インターンシップ導入の是非 ○科目区分・単位数の見直し ○科目間の系統性の明確化, 相互関係の可視化 (科目ナンバリング, 構造図やカリキュラム・ツリーの導入) ○理論と実践の往還の実質化及び可視化 ○教職科目の履修時期, 順序性の妥当性や必修・選択の区分のあり方 ○新しいDP・CPを踏まえた, CBT, チェックリスト, 電子ポートフォリオの改善 ○機能するシラバスのあり方 	
講 座 別	学校教育	○「教職課程コア・カリキュラム」の視点を取り入れた授業改善
	国語教育	・アクティブ・ラーニング(以下「AL」という。)の視点等からの授業改善
	社会科教育	・各教科の指導法における情報機器及び教材の活用
	数学教育	・プログラミング教育
	理科教育	・学習意欲を向上させるためのキャリア教育
	音楽教育	・コミュニケーション能力, ソーシャルスキルの涵養
	美術教育	○小中連携を意識した教育内容, 科目構成
	保健体育	○同一名称複数クラス科目等の到達目標, 成績評価基準の統一のあり方
	技術教育	○科目間の相互関係の可視化 (構造図やカリキュラム・ツリーの導入) のあり方
	家政教育	学校教育では, 上記に加え
	英語教育	・「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に「チームとしての学校」の視点の導入
	養護教育	・安全教育の導入
	特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生評価委員会の意見」を踏まえた授業改善

AL・CM	<ul style="list-style-type: none"> ○大学の授業へのALの導入のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・AL導入・拡大に必要な施設・設備の在り方 ・学生の自学・自習時間増加への取り組み ○初等中等教育領域へのALの導入のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ALの指導法・評価 ・カリキュラム・マネジメント(以下「CM」という。)の3つの側面の教育 ・教科等を越えたCMのために必要な力, ALの視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力, 学習評価の改善に必要な力の養成
ICT	<ul style="list-style-type: none"> ○教科指導におけるICT活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導の準備と評価のための教師によるICT活用 ・授業での教師によるICT活用
プログラミング	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校でのプログラム教育, アルゴリズム教育内容の検討 ・「プログラミン」, 「CodeMonkey」, 「アルゴロジック」, 「Viscuit」, 「プログル」等を用いた小・中学校向け教材開発 ・科目の新設の必要性
チーム学校	<ul style="list-style-type: none"> ○「教職の意義及び教員の役割・職務内容」科目への「チーム学校」の理念の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・「チームとしての学校」の理念 ・「チームとしての学校」の理念を踏まえた上での教員の役割 ・安全教育の導入 ・地域社会と「関わる力」の涵養
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する一定の知識・技能の教授 ・「チームとしての学校」での特別支援教育のあり方
道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> ・新指導要領に即した教育内容について検討し, 「道徳の指導法」の授業内容の改善
総合的な学習	<ul style="list-style-type: none"> ・新指導要領に即した, 「総合的な学習の時間の指導法」の授業内容を検討し, シラバス案を作成
キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ○学習意欲を向上させるためのキャリア教育のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアプランニング能力, 自己理解・自己管理能力を育むキャリア教育のあり方 ・各教科の中でのキャリア教育のあり方 ・体系的・系統的なキャリア教育のあり方 ○教員になるためのキャリア教育
小学校外国語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語(英語)コア・カリキュラムを踏まえた教育内容を検討し, 初等英語, 小学校英語科教育法に反映

<p>現職教員の再教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教職大学院における長期履修制度の創設 ・教職大学院における現職教員等を対象の履修証明プログラムの創設 ・教職大学院等と教育委員会との連携により，現職教員を対象とした研修や免許状更新講習を行い，当該研修による学習の成果を教職大学院において単位認定する制度の創設 ○本学教員の提供可能な研修テーマの集約と広報のあり方 ○研修にかかるニーズの把握，研修に対応する研究情報発信の仕組み作り
-----------------	---

平成29年度教員養成改革推進外部委員会
審議等スケジュール

平成29年12月13日現在

- 6月 7日 第11回外部委員会：点検評価の方向性等
- 7月27日 第12回外部委員会：実施要項
- 8月25日 第13回外部委員会：実施要項
- ・点検評価開始（9月 4日）
 - ・点検の報告（11月10日）
- 12月13日 第14回外部委員会：規則第5条第1項に基づく、本委員会との意見交換の実施
- 12月27日 第15回外部委員会：評価・報告書の作成
- ・授業視察（〇〇校：1月15～25日）
 - ・他大学視察（〇〇大学及び〇〇学校：2月〇日委員会の前まで）
- 2月 〇日 第16回外部委員会：報告書のまとめ
- ・評価の報告（2月末日）

平成 29 年 1 月 23 日

国立大学法人北海道教育大学長 殿

国立大学法人北海道教育大学
教員養成改革推進外部委員会
委員長 桜井 康 仁

国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に基づき、別添資料により意見を報告します。

なお、この報告は平成 27 年 11 月 27 日付北教大教第 73 号で要請のあった事項にかかる最終のものではなく、「国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成 28 年度実施分）」に基づく点検及び評価に限り行うもので、最終の報告は別途行うこととします。

おって、本報告に基づき改善の措置を策定するにあたっては、規則第 5 条第 1 項に基づき、本委員会との意見交換を実施願います。

別添

委員会では、大学から提出された点検シートに基づき観点に係る状況を確認し、観点ごとの分析として《分析結果とその根拠理由》、《優れた点》、《改善を要する点》としてまとめ、加えて今回の点検及び評価のまとめを行い、もって意見とした。

I 観点ごとの分析

要請区分 A

平成 27 年度教員養成課程における実践的教員養成の状況

観点 A-28-1

授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の習得が行われているか。

《分析結果とその根拠理由》

○全体として

- ・提供された点検シートの記載のみでは、全学としての確認のための情報に不足があるため、教科教育科目の小学校及び中学校にかかる教科指導科目の必修科目について、シラバス及び履修基準等について点検し、これと併せて分析を行った。
- ・各キャンパスとも、「課題の提示、習得の時間の確保、教科書に沿った授業展開、板書の仕方、発問の仕方、机間巡視や学習規律の確立にかかわる実践的な力」については、主として教科指導科目において教授している状況が認められる。そこでは、授業間（キャンパスを横断して同一の授業間を含む）で前記の実践的力を取り扱う内容に違いが認められる。
- ・教科指導科目の修得時期を見ると、教育実習までに、札幌校は 2 単位以上の修得を、旭川校は小学校では全ての教科指導科目の単位並びに中学校は 2 科目 4 単位の修得を、釧路校は修得の義務がないとしており、順序性について違いが見られる。
- ・さらに、教科指導科目の授業方法として模擬授業や学校現場での授業実践を行うことについても、授業間（キャンパスを横断して同一の授業間を含む）で違いが見られる。
- ・また、教育課程の体系として、釧路校は「学校指導実践論」を上げており、

キャンパス間において体系についての考え方に違いがみられる。

○各校の取組

①札幌校

- ・観点に係る状況に記載している内容と、各授業科目のシラバスで対応していない場合がみられる。例えば「社会科学入門（論理学）」の内容は、授業を進める上で最低限必要な知識に該当するか。
- ・「小学校社会科教育法」、「中学校社会科教育法」においては、アイヌ文化学習を取り扱っているが、学習指導要領と照らし合わせると、総合的な学習の時間に該当するのではないか。現行又は今後の学習指導要領に沿ったものになっているか、他の教科についても全体として確認する体制が必要なのではないか。

②旭川校

- ・「数学科教育法Ⅰ」については、テスト問題の作成まで取り扱っており、指導と評価の一体化を意識した授業ができるよう工夫されている。

③釧路校

- ・「学習指導実践論」は、履修上の位置づけを明確にする必要がある。また、指導実践であれば、学習指導案作成にとどまるのではなく、模擬授業まで行うことも検討すべきものとする。

《優れた点》

- ・札幌・旭川校：附属・公立学校での授業研究実践を組み入れている授業がある。

《改善を要する点》

- ・教科指導科目の体系及び教育実習までの当該科目の単位修得について、キャンパス間で違いがあったため、北海道教育大学の教育の質保障のためには、地域性に配慮しつつも、必修科目については統一的な取扱いとして、学生が将来、教員として学校現場で授業を行うに当たり、最低限必要となる知識・技能とは何かという捉えについて、今回の観点の説明に記した実践的な力の修得を含めて、大学としての共通理解が必要であり、キャンパス間の交流を図る仕組み求められるのではないか。
- ・全学的な教育課程編成の基準はあるものの、いまだ体系について大学全体としての共通理解にいたっていない面があり、前記の点も含めた体系の再

点検を行う必要があるのではないか。

- ・技能の部分の修得というところで、模擬授業や学校現場での授業実践の充実が必要ではないか。

.....
観点 A-28-2

特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《分析結果とその根拠理由》

○全体として

- ・全学を通じた取組として、制度上（免許法）求められる科目開設の基準を超えて、「特別支援教育」を必修科目に位置付けており、評価できる。

○各校の取組

①札幌校

- ・「基礎実習」では、公立の養護学校でも実習することや、事前指導・事後指導も予定されているので、「特別な支援を要する児童生徒への手立て」という視点に絞った実習が行われているのであれば、有効であり、評価できる。
- ・「特別支援教育」は、事例に基づくケーススタディと思われるが、この授業の成果と教育実習等における障害のある児童生徒との交流などの実践的体験を関連付けると一層効果的と思われる。
- ・「教育フィールド研究」については、指導力を高めることに効果的と認識しており、事前及び事後の指導とセットで行うことで教育効果を高めることができるのではないか。

②旭川校

- ・「特別支援教育」の講義については、知識は身に付くものの、この授業の成果と教育実習等における障害のある児童生徒との交流などの実践的体験を関連付けると一層効果的と思われる。

③釧路校

- ・「特別ニーズ教育論（2単位）」と「特別支援教育（2単位）」の2科目が必修科目として位置づけられ、特別支援教育について手厚い対応をしているものと受け止められる。この授業の成果と教育実習等における障害のある児童生徒との交流などの実践的体験を関連付けると一層効果的と思われる。

《優れた点》

- ・札幌校：体系的に教育課程が編成されている。
- ・釧路校：「事例の検討を通して、このような特別な支援を要する児童生徒の理解を進めるとともに、保護者支援のあり方、学校・教室環境整備のあり方、さらには「チーム学校」として学校内外の専門職とどのように連携・協働を図るかについての知識の習得を目指している。」の視点は評価できる。

《改善を要する点》

- ・通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの対応について取り扱うことが、求められており、理論と実践が往還するよう、講義内容を教育実習や教育フィールド研究での障害のある児童生徒との交流などの実践的体験とどう関連させるかを、検討する必要があるとともに、各キャンパスの取組状況を交流するなどして、一層の授業内容の質の向上を図ることが求められる。
- ・技能の部分の修得というところで、学校現場に出て身につける機会の充実が必要である。

.....
観点A-28-3

小学校外国語活動の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《分析結果とその根拠理由》

○全体として

- ・各キャンパスにおいて、小学校外国語活動に特化した授業科目を設置しており、評価できる。

○各校の取組

①札幌校

- ・「小学校外国語活動」に特化した授業科目を設置し、各教育専攻小学校対応の必修としていることは、評価できる。
- ・概論から指導方法、指導技術に至るまで、系統立てた授業科目が設置されており、評価できる。
- ・授業実習も盛り込まれ、児童の反応を確かめながら、指導技術を磨く工夫がなされている。

- ・「小学校英語活動」では、実技演習、指導計画の作成、模擬授業という流れでカリキュラムが構成されており、学生は見通しをもって学習を進めることができ、評価できる。

②旭川校

- ・「小学校外国語活動」に特化した授業科目を設置していることは、評価できるが、英語専攻小学校対応のみ必修であり改善が求められる。
- ・実地講師というのが①～⑦までであるが、シラバスからはどのような授業内容なのか十分に確認する事が難しい。
- ・前半、Q & Aで授業内容を構成しているが、しっかりと学生が外国語活動の趣旨等を理解できるような内容が求められる。

③釧路校

- ・「小学校外国語活動」に特化した授業科目を設置していることは、評価できるが、英語分野の学生にのみ必修であり改善が求められる。

《優れた点》

- ・札幌校：体系的に教育課程が編成されている。

《改善を要する点》

- ・今後、各キャンパスの取組を交流するなどして授業内容の継続的な改善に努めてはどうか。札幌校の取組は、小学校外国語活動の趣旨をよく理解するとともに、系統立ったカリキュラム構成となっていることから、他のキャンパスにおいても、これを参考に検討することが望ましい。

.....

観点A-28-4

小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成及び免許取得が行われているか。

《分析結果とその根拠理由》

- ・学生の多くが小中免許の併有をしているなかで、「9年間を見通した教育課程の編成」などの具体的な授業内容が見えなかった。接続を意識した内容をもつ授業科目の開設が十分とはいえない。改善が求められる。

《優れた点》

- ・(特記事項なし)

《改善を要する点》

- ・国の動向に加え，北海道の地域特性としても，今後，道内で小中の双方へ乗り入れた授業や異学年交流などの流れが進むことを踏まえると，義務教育段階の教員を目指す学生には小学校と中学校の両方の免許を所有することが一層求められることを踏まえ，接続を意識した授業内容の改善を進め積極的な取得を促す必要がある。

要請区分 B

現職研修プログラム開発への参画について（以下「要請 B」という。）

観点 B-28-1

学校現場における ICT を活用した授業方法の研究が行われているか。

《分析結果とその根拠理由》

○全体として

- ・この観点で求める ICT 活用とは，学校現場の授業改善に生かす ICT 活用であり，学生個人の ICT 操作技術の向上ではないことを確認する必要がある。

○各校の取組

①札幌校

- ・「中学校美術科教育法」では，実物投影機を活用した模擬授業に取り組んでおり，実際の学校現場での ICT 活用を意識した取組であり，評価できる。
- ・他の授業科目では，誰のための ICT 活用なのか（教師のためか，児童生徒のためか）が明確ではなく，授業改善に結び付かない可能性がある。

②旭川校

- ・授業改善に生かす ICT 活用という視点では一層の取組が必要と思われる。

③釧路校

- ・授業改善に生かす ICT 活用という視点では一層の取組が必要と思われる。

《優れた点》

- ・(特記事項なし)

《改善を要する点》

- ・教育の情報化に関する国の動向や学校現場での効果的な実践を踏まえ、授業で扱う内容を検討する必要がある。

.....
観点B-28-2

専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。

《分析結果とその根拠理由》

○全体として

- ・大学の教員が、現職教員対象の研修会での講師や、参観した授業に対する指導助言を務めるなど、日常的な教育実践に結び付く支援がなされており、評価できる。
- ・一方で、その支援は大学の教員ならではのものかという視点に立つと、指導主事でも務まる内容のものも見受けられ、研究を進める際には学校現場の実践に生かすことのできる研究という視点も必要である。

○各校の取組

①札幌校

- ・研究内容が、現職教員のニーズに応じた研究内容とは言えるか課題があるように見受けられる。
- ・附属小学校と連携した小学校外国語活動のモデル授業を公開したり、教員採用試験の登録者に対するセミナーの講師を務めるなど、学校現場への還元がなされているものの、内容によっては、最新の研究成果という点では大学の強みを生かし切れていない部分もある。

②旭川校

- ・教職員向けの研修の講師を務めるなど、学校現場への還元がなされているものの、内容によっては、最新の研究成果という点では大学の強みを生かし切れていない部分もある。

③釧路校

- ・テクニカルサポート事業については、意義ある取組であり、現職教員への支援となっているものの、資料からは最新の研究成果という点では大学の強みを生かし切れていない部分もある。

《優れた点》

- ・(特記事項なし)

《改善を要する点》

- ・個々の教員の取組も重要であるが、釧路校のように地域貢献という観点から、組織的に学校現場の支援に関わる仕組みの必要性について検討する必要がある。

II 今回の点検及び評価のまとめ

このたびの点検及び評価は、学長からの要請である実践的教員養成の状況と現職研修プログラムの参画にもとづき、今日的な教員養成の課題への対応、をテーマとして観点を設定し実施した。その結果の総括は以下とおりである。

1) 授業・教育課程

- ・教員養成課程における、体系的な教育課程編成や授業改善を調整する、全学的な仕組みが必要と考える。

2) 養成する人材像

- ・目標としている「実践的指導力を備えた教員養成」の視野に、観点A-28-2で釧路校が取り組もうとしている「保護者支援のあり方」という視点からも求められる、保護者・地域と「関わる力」の教育をおく必要があると考える。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・今日の「学校現場における教育課題」を取り上げた研究を組織として意識し、教育委員会と連携して現職の再教育が求める「効果的手立て」を示す必要があると考える。

(添付資料)

- ・ 国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項に基づく点検シート（平成 28 年度実施）【大学提出分】